

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 住宅性能評価制度の見直し

一 国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価を実施することができる制度について、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができる制度に改める等、所要の規定の整備を行うこと。（第五条から第二十四条まで関係）

二 講習の課程を修了した者のうちから評価員を選任しなければならないとされる講習について、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施する制度に関し所要の規定の整備を行うこと。（第二十五条から第三十条まで関係）

第二 住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証制度の見直し

住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証について、国土交通大臣の指定を受けた者が実施する制度を、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができる制度に改める等、所要の規定の整備を行うこと。（第三十一条から第五十七条まで関係）

第三 特別評価方法認定に係る試験制度の見直し

特別評価方法認定のための審査に必要な試験について、国土交通大臣の指定を受けた者が実施する制度
を、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができ
る制度に改める等、所要の規定の整備を行うこと。（第五十九条から第六十五条まで関係）

第四 その他

罰則等について所要の改正を行うことその他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

- 一 この法律の施行日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条から第十四条まで関係）